（本號ハ頁ニ）（明治廿五年一月廿日第三種郵便物認可）　明治二十六年七月八日　（定價金二錢五厘）

時事新報

時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり

時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細なる商況物價の報告あり其代價郵送料は左の如し
一號　貳錢五厘　○一ケ月　前金五拾錢　○三ケ月　前金壹圓四拾五錢　○六ケ月　前金貳圓八拾五錢　○一ケ年　前金五圓六拾錢　○月曜日休刊（此他大祭祝日年始年末等一切休刊セズ）
時事新報社ヨリ直接ニ郵送スルモノハ定價ノ外ニ一ケ月十三錢ノ郵送料ヲ申受ク
時事新報廣告料（前金）
一行五號活字廿四字詰　一日限　一日以上　六日迄　七日以上
一行　ユ　付十三錢　十一錢　十錢五厘

時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細なる商況物價の報告あり其代價郵送料は左の如し
一號　貳錢五厘　○一ケ月　前金五拾錢　○三ケ月　前金壹圓四拾五錢　○六ケ月　前金貳圓八拾五錢　○一ケ年　前金五圓六拾錢　○月曜日休刊（此他大祭祝日年始年末等一切休刊セズ）
時事新報社ヨリ直接ニ郵送スルモノハ定價ノ外ニ一ケ月十三錢ノ郵送料ヲ申受ク
時事新報廣告料（前金）
一行五號活字廿四字詰　一日限　一日以上　六日迄　七日以上
一行　ユ　付十三錢　十一錢　十錢五厘

第三千七百一號　土曜日
明治廿六年七月八日（丙午）
舊暦癸巳七月廿五日
日出午前四時三十三分　日入午後六時五十八分
月入午後一時十一分
滿潮午前十一時三十分　午後十一時五十九分
（西暦一千八百九十三年）

本社へ寄稿に付

東京府下を始め各府縣に通信社なるものあれて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を塡塞するより各社同一の記事を掲ぐるみと寡からず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依頼せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も寡からざれば本社に記事論説を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんみとを請ふ

時事新報社ニ達シタル投書ノ原稿ハ凡テ寄稿者ニ返ヘサズ又本社ニ保存セズ

時事新報

銀勢の變動に際して政府の維持を如何せん

現内閣は能く民意を容れて之に逆はず既に地價修正案を議會に提出して又政費を節減するが如き恰も在野政客の先を制したる姿にして甚だ妙なり殊に無用の政費を省いて明治政府積年の宿弊を一掃せんとするの精神は傍より見ても贊成の外なけれども其所謂民意を容るゝの程度は凡そ何れの邊に止まるの覺悟なるや我輩の確と承りたき所なり方今我日本國は商賣上に外交上に正に日新進歩の秋なり海外諸强國と伍を成して文明の鋒を爭はんとするには行政の政府に至當の實力なかるべからず海陸軍の備を厚ふして外交の勢力を張り郵船商船の航路を擴張して貿易商賣の區域を廣くするが如き直接間接に政府の責任にして隨て之が爲めには國庫の金を費すみとも亦大なり等しく政費と云ふも其費す所は一ならずして節す可きは極度にまで節するも一方に向ては之を節す可らざるのみか今より反對に大に費す可きものの少なからず軍艦の製造費は造船術の進歩と共に次第に增加し遠洋の航海は速力の進むに從て費用を要するみと大なり左れば彼の政費節減と云ふも唯徒に國庫の負擔を輕くするのみの義にはあらずして裏面には必ず政費增加の大政策も存するみとならんと我輩の病に企望する所なれども前期の議會閉場以來今日に至るまで實に一事の見る可きものなく一案の聞ふるものなきのみならず目下政府の主として心配する所は政務調査政費節減の一事にして其節し得たる餘剩金の用法に至りても尚ほ定論なきもの〜如し是に於てか我輩の最も掛念に堪へざる所は此餘剩の金を處分するに或は治水に或は監獄にとて種々樣々に分配する中にも其大部分を擧げて彼の地價修正地租輕減の費途に投ずるみとなきを期す可らざるの一事なり地價地租の事に就ては我輩は徹頭徹尾現政府に反對の意を表して幾回か痛論したるみとなれば其論旨は讀者の記憶する所なりと信じて爰に之を略し近日に至りて更に議論の根據を固くするの事情ふろ出現したれば簡略に其次第を語らんに銀價の下落は世界の大勢にして之を支ふるに由なし數日以來の暴落は經濟社會の大紊亂にして銀勢下落に走れば銀貨國の物價は其下落に伴ふて次第に騰貴するみと數に於て免かる可らず或は今回の暴落は一時の變にして又或は回復するみともあらん其一上一下は相場の常にして確と明言す可らざれども假りに金銀の差を百と六十との割合に落付くものとしても其影響は決して容易ならず今後歲月の經過と共に次第〳〵に實際の物價に現はれて遂に經濟の勢を一變するに至る可し例へば目下米價は一石七圓五十錢の邊に在りと雖も銀貨の相場を金に對して六十弗とすれば金貨にては僅に四圓五十錢なるが故に之を金貨國に輸出して必ず利益ある可し既に輸出の路を開くときは內國にて米價の騰貴は自然の數にして諸色も亦米に伴ふて昇らざるを得ず或は米に伴ふを待たずして獨立に輸出の道あり生絲の如き茶の如きは勿論、其他從來曾て外に出てざりし品物までも自然に金貨國の需に應じて外出を企て隨て內國に聲價を高くす可ければ今より日本國は日に月に次第に諸色高直の世の中たる可きや萬々疑を容れず斯る世の中に立至りて政府は果して自から維持するの覺悟あるや否や今の歲入を八千萬圓と云ふ多からざるに非ずと雖も前記の銀相場にして金に換算すれば唯四千八百萬圓のみ此僅々の歲入の中を節減して米價騰貴の僥倖を得たる農家の負擔を輕くせんとす苟も物の數を知る者ならんには其無勘定に驚かざらんと欲するも得べからず況んや國家の政費は事物の進歩と共に增すあるも減す可らざるに於てをや外國に注文する軍艦武器等の代價にても其豫算は齟齬したるみとならん外債の償還、在外公使館領事館の費用より其他官設鐵道の材料を買入れ又は彼の遠洋航海に補助を與ふる等都て金貨の世界に關係ある費用の道には國庫の一圓銀貨を半價に殺して使用せざる可らず又ふれを內にしては官吏の俸給を始めとして諸官廳の費用も諸色高直の世の中にて唯次第に不足を感す可きのみ無用の吏員を沙汰するは妙なれども有用の者を使用するに其俸給を減却せんとするか、當人の身を爲りては飲食衣服住居のもの一として價を增さゞるはなく從前の月給百圓は僅に六七十圓の實用を爲す其百圓を更に減せらるゝとあれば實際の必要に迫られて官途を去るか然らざれば公務を等閑に附して竊に內職を營むより外に活路ある可らず何れの點より見るも今の銀勢の變動に際して政府の會計を維持せんとするは至難の業と云ふ可し唯その變動の影響する所存外に遲々たるが故に一時の姑息に農稅を云々して民意を悅ばしめんとするか經世家の事に非ざるなり左れば今日政府の要は無用の政費を省くと同時に更に稅源を求めて銀價下落の變に應ずるの工風みと肝要なれ地租の如きも其低きに過るものを引上るとも殊更に之を減するの理由は萬々ある可らず若しも彼の餘剩金の用法に付き此要點を輕々に看過するみともあらんには我輩の眼中には現內閣を見ず大日本行政々府の爲めに謀りて飽くまでも其非を鳴らすものなり

官報

朕陸軍軍醫學校條例ノ改正ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治二十六年七月六日

陸軍大臣伯爵大山巖

勅令第六十七號

陸軍軍醫學校條例

第一條　陸軍軍醫學校ハ衛生部士長官士官ヲ召集シテ學生トシ軍陣衛生學、軍陣醫學及之ニ關係スル學術ヲ實驗講究セシメ且軍陣衛生試驗ヲ行フ所トス

第二條　本校ハ陸軍省醫務局長ノ管理ニ屬ス

第三條　本校ハ左ノ職員ヲ置ク

校長　一等軍醫正

副官　一等軍醫

教官　衛生部上長官士官

前項ノ外本職アル軍醫將官若クハ他ノ將校ヲシテ教官ヲ兼職セシム

第四條　校長ハ醫務局長ニ隸シ校務ヲ總理ス

第五條　副官ハ校中ノ庶務ヲ掌リ其下ニ陸軍屬ヲ置ク

第六條　教官ハ其專門學科ノ教授及衛生試驗ヲ掌ル

第七條　學生ノ學期ハ四箇月以內トシ每年二回召集ス其人員及時期ハ陸軍大臣之ヲ定ム

第八條　學生ノ名簿ハ原所管ヲ離ルヽコトナシト雖モ召集中ハ本校ノ管理ニ屬ス

第九條　學生召集中ハ情願ヲ以テ歸省又ハ退校スルコトヲ許サス疾病其他ノ事故ヲ以テ修得ノ目的ナキ者ハ原所管ニ復歸セシムルコトヲ得ヘシ

附則

第十條　舊條例中衛生部士官候補生ニ係ル事項ハ明治二十六年七月三十一日迄舊條例ニ據リ

朕陸軍定員令中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治二十六年七月六日

陸軍大臣伯爵大山巖

勅令第六十八號

陸軍定員令中左ノ通改正ス

一　第六條其三ノ末ヘ「陸軍衛生部士官候補生並大學院入學生」附表第十二號癸ニ追加ス

一　附表「第十二號癸陸軍衛生部士官候補生並大學院入學生定員表」ヲ別表ノ如ク追加ス但衛生部士官候補生ノ定員ハ明治二十六年八月一日ヨリ施行ス

一　附表「第十四號癸陸軍軍醫學校定員表」ヲ別表ノ如ク改正ス但舊定員表中士官候補生ノ定員ニ限リ明治二十六年七月三十一日迄ハ從前ノ規定ニ依ル

（表略ス）

○農商務省令第十二號

明治二十三年法律第六十號施行ノ爲メ株式會社債券ニ關スル細則左ノ通相定ム但本令ハ本省ノ主管ニ屬セサル株式會社ニハ之ヲ適用セス

明治二十六年七月七日

農商務大臣伯爵後藤象二郎

第一條　債券發行ノ認許申請書ニハ左ノ事項ヲ記載シ農商務大臣ニ差出スヘシ

一　會社ノ營業所

二　株金總額及株金拂込額

三　會社開業ノ年月日

四　存續期限ヲ定メタル會社ハ其時期

五　債券ノ發行ヲ要スル事由

六　債券發行ノ總金額

七　券面ノ金額

八　債權者募集ノ初期及最終期

九　債券償還ノ初期及最終期

十　利子ノ步合及其仕拂時期

十一　元利金仕拂ノ權券

前項第四號乃至第十號ニ記載ノ事項ヲ變更セントスルトキハ更ニ其認許ヲ請フヘシ

第二條　債券發行ノ認許申請書ニハ債券ニ記載スヘキ左ノ契約要件ヲ具シタル書面ヲ添附スヘシ

一　債券償還ノ年月及其手續

二　利子拂渡ノ手續

三　債券譲渡譲受ニ關シ會社ノ入停止ノ期日

四　債券ノ損傷又ハ紛失ノ者

前項各號ニ記載ノ事項ヲ變更シタルトキハ更ニ其認許ヲ請フヘシ

第三條　債權者募集期日ヲ出ヘシ

債權者ノ募集ヲ了ルメ之ヲ農商務大臣ニ屆出ヘシ

第四條　債權者ノ募集ヲ了ル左ノ事項ヲ農商務大臣ニ屆出ツルコトヲ要ス

一　募集總切ノ年月日

二　募集金額

三　應募金額

四　申込價格ノ最高、最低價格

五　募集契約締結ノ最低價格

第五條　會社ハ每年債券ニ關シ農商務大臣ニ屆出ツヘシ

一　其年債券拂込高既往ノ總額

二　其年債券償還高既往ノ總額

三　利子仕拂高

四　債券譲渡譲受ノ人員

五　其年末現在債權者ノ人員

第六條　債券ニ關シ農商務大臣ニ屆出ツヘシ

第七條　本年六月三十日以前ニ發行シタル債券ニ關シ第五條第六條ノ事項ヲ詳具シテ屆出ツヘシ

第八條　各號ノ事項ヲ詳具シテ屆出ツヘシ

○內務省告示第三十二號

時世進歩自由ぶし　北海

右出版物ハ安寧秩序ヲ妨ケサルモノト認メ發賣頒布ヲ禁止ス

明治二十六年七月七日

雜報

○米國の官廳崩壞

報欄に掲載したるが昨九時三十分より十時半までより問もなき時なれども執りつゝありたり拔ぎ着くるとて土臺下を見るに重きを載するに堪へざる部に就き世人の注意、とに非ず既に陸軍醫及び書籍等の死物を發賣の議決ありて右の參たるみとありし程の百人の役人を働かし政府の心得ゐろ奇なるに在りと云ふと雖も陷り下なる三つの れ角もあれ中なる役物の中に埋め去られたる中に突込み足の次第を示す者あれば の中に潛み居りて不 鮮血淋漓たる者は見 報告に由れば死亡二 官廳の破壞の一部分 幸中の幸のみ死亡人 年、妻と六人の子供 の淋は壁を差へるに 分なる目方ある所の 昔に乾き上りたる油 怪報に接したる話人 最も激烈なるは當局

時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり

時事新報には每號詳細なる商況物價の報告あり